

## 第6回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和4年11月30日(水)
- 2 開催時間 午前10時30分開会 午前11時10分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター
- 4 出席委員 25名
  - 2番 吉田 宏一
  - 3番 深田 敬吾
  - 4番 濱野 敏夫
  - 5番 兒玉 康英
  - 6番 松金 栄治
  - 7番 梶川 毅
  - 8番 河瀬 勉
  - 9番 荒川 満雄
  - 10番 大塚 敏幸
  - 11番 山口 善則
  - 12番 室崎 公一
  - 13番 山崎 博之
  - 14番 落合 憲和
  - 15番 窪田 さと子
  - 16番 辻 浩志
  - 17番 尾関 健一
  - 18番 増地 孝昇
  - 19番 岸塚 隆弘
  - 20番 鹿内 淳一
  - 21番 廣瀬 貢弘
  - 22番 石崎 一彦
  - 23番 山本 裕慈
  - 24番 森 有宏
  - 25番 飯田 祐一
  - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員
  - 1番 工藤 美佐
- 6 議事録署名委員
  - 11番 山口 善則
  - 12番 室崎 公一
- 7 議事内容
  - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
  - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
  - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
  - (4) 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
  - (5) 議案第1号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
  - (6) 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
  - (7) 議案第3号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
  - 事務局長 山名 克之
  - 農地課長 境 憲行
  - 農地係主任 水野 晴基
  - 農地係係員 伊藤 智哉

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議 長	ただいまより、第6回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議 長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は25名です。議席番号1番 工藤委員につきましては、欠席の
	申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していること
	をご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が4件、議案が6件です。
	(配付資料の確認)
議 長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、11番 山口委員、12番 室崎委員を指名いたしますので、
	よろしく願いいたします。
	報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。
事務局(境課長)	(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)
議 長	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、
	内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第2号にて一括してご説明
	いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号
	「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	10月分の調査結果について、尾関調査委員長より報告をお願いします。
尾関調査委員長	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番35から42の8件に
	ついて現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	次に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)について
	ですが、第11回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。
	東帯広(帯広中央)9ヘクタール、稲田町 105ヘクタール、あわせて
	114ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある
	土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

議 長

以上で、10月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、11月分の調査結果について、兒玉調査委員長よりお願いいたします。

兒玉調査委員長

10日の調査ですが、3 ページ 報告第2号 1 現況証明の附番43の1件について  
現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、2 農地法第4条の転用に係る完了の確認の附番2、3の2件に  
ついて、現地調査したところ、工事の完了を確認いたしました。

続いて、3 農地法第5条の転用に係る完了の確認の附番3の1件について、  
現地調査したところ、工事の完了を確認いたしました。

次に、4 ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）に  
ついてですが、第12回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

川西町 718ヘクタール、別府町 595ヘクタール、合わせて1,313  
ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある  
土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、11月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(水野主任)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況に  
ついて、確認を求めます。

(議案第1号、附番17から18の2件の合意解約について朗読・説明)

以上附番17から18の2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当  
し、合意解約が成立しているものと考えます。

議 長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況に  
ついてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認  
いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(水野主任)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。(議案第2号、附番21の売買による所有権移転1件、附番22の贈与による所有権移転1件、附番23のあっせん売買に伴う所有権移転1件、附番24の賃貸借1件について調査票に基づき朗読、説明。)

以上附番21から24の4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番21について、岸塚委員よりお願いいたします。

岸塚委員

附番21について、意見を申し上げます。受人は、昭和町を中心に営農している認定農業者であります。所有農地については適切に利用されており、今回取得する農地についても適切な管理や、効率的な利用がなされることが見込まれますので、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。意見は以上です。

議長

ありがとうございました。次に附番24について、山崎委員よりお願いいたします。

山崎委員

附番24について、意見を申し上げます。

借り主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農に従事しています。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(伊藤係員)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1.農用地利用計画」附番11の農業用施設用地への用途変更1件、「2.農地転用計画」附番11の農業用施設建設のための転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

議長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

「1.農用地利用計画」附番11および「2.農地転用計画」附番11について、石崎委員よりお願いいたします。

石崎委員

それでは意見を申し上げます。附番11です。既存敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することは止むを得ないものと

		考えます。以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更にも異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。
		次に、議案第4号「農地等の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤係員)		農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第4号、附番6の農業用施設の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明)
		なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。
議	長	それでは、地区担当委員の意見を伺います。
		附番6について、石崎委員よりお願いいたします。
石 崎 委 員		それでは意見を申し上げます。附番6です。議案第3号 附番11で申し上げた通り申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。
		ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。
		次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。
		議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤係員)		農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第5号、附番6の砂利採取に係る一時転用1件、附番7の障害者支援施設の建設のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)
		なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。
議	長	それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。
		附番6について、山崎委員よりお願いいたします。
山 崎 委 員		それでは附番6について意見を申し上げます。貸主は認定農業者であり、この土地で農作業に従事しております。この土地は砂利が多く、作業を行う際にも効率が悪いこと

から、それを改良するための転用になります。このことについてはやむを得ないと考えます。以上です。

議 長  
尾 関 委 員

ありがとうございました。次に附番7について、尾関委員よりお願いいたします。

それでは意見を申し上げます。附番7号です。事務局からの説明のとおり、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可を行うことといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(水野主任)

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第6号、一般分(1)賃借権等の設定 附番38から50の13件について、調査書に基づき朗読・説明。)

(同、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(売渡)附番3から4の2件、(2)賃借権の設定 附番8から9の2件について、調査書に基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

議 長

それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

特に無いようですので、以上で終了いたします。

次に、事務局より連絡事項を説明させます。

事務局(水野主任)	(事務局から連絡事項の説明)
議長 ( 委 員 )	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。 (なし)
議長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。